



平成29年3月の「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」のとりまとめをうけて実施する法人間売買取引に関するIT重説社会実験の概要は以下に示すとおり。

○社会実験の期間

平成29年8月から1年間

※ 社会実験の開始後は、半年に1回程度、検証検討会を開催し、社会実験の結果を検証することとし、検証の状況によっては、社会実験の期間を短縮。

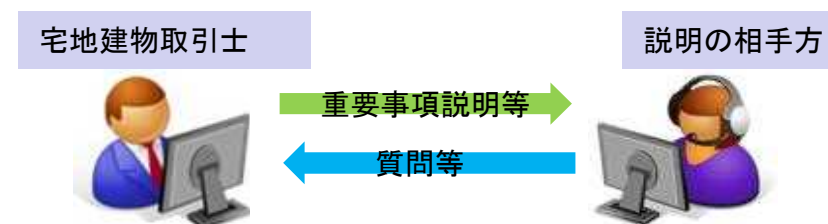
○対象とする取引

法人間売買取引

※ 個人を含んだ売買取引については社会実験の対象外。

○社会実験において活用する情報ツール

テレビ会議等（テレビ会議やテレビ電話（スカイプなど）など、動画と音声を同時に、かつ双方向でやり取りできるシステム等一般をいう）



○事業者の登録

平成29年5月31日から国土交通省ホームページ上で追加募集し、必要な審査を行った上で選定し、7月中旬を目処に登録業者を公表。

I T重説における実施の流れと各段階での登録事業者の責務

実施前の責務

○同意の取得

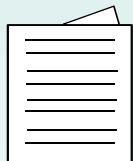
- ・説明の相手方
- ・売主

※証跡が残る方法であれば、メールでも可能。

○IT環境の確認

説明の相手方が利用する機器やソフトウェアがIT重説実施可能か確認。

○重要事項説明書の 事前送付



実施中の責務

○録画・録音の実施

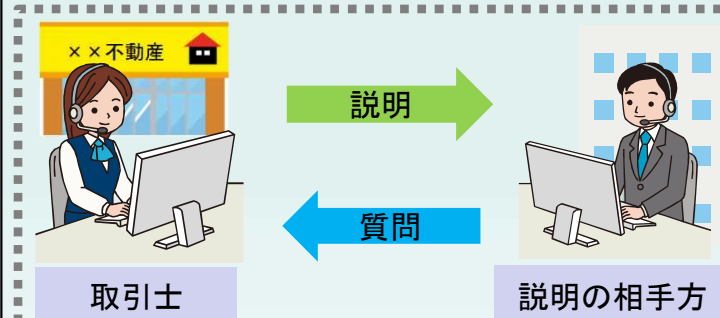
説明する取引士も含め録画対象



○宅地建物取引士証の提示

○説明の相手方の本人確認

○IT重説の実施



実施後の責務

○情報管理

○実施報告

- ・定期報告(月次での実施回数)
- ・随時報告(トラブル等)

○アンケートの回収

<重説直後>

説明の相手方、取引士

<重説から3か月後>

説明の相手方、宅建業者、
売主

○国土交通省等への資料 提出等の対応